

おくやみ ハンドブック

～今後のさまざまな手続きのご案内～

舞鶴市

2025年度版



マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う「マチのブックレット」です。

2025年6月発行

発行：舞鶴市 ☎(0773)62-2300(代)

〒625-8555 京都府舞鶴市字北吸1044番地

編集・デザイン：株式会社ジチタイアド

※当冊子の著作権を侵害する行為（SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等）は法律で禁じられています

樹木葬・永代供養墓

無縁にならない
後継者不要で安心のお墓

墓じまいの
心配不要

管理費不要

子供に負担を
かけません

宗旨・宗派問いません



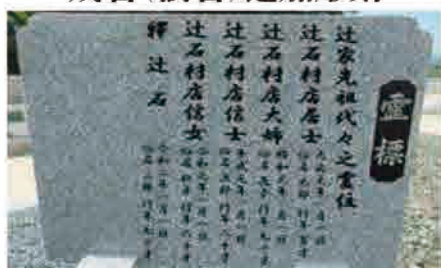
～ご供養方法で御悩みの方～

「後継者がいない」、「子どもが都会にいる」、「納骨方法で迷っている」

近年の生活様式や時代の変化に伴い、このような
お悩みを持つ方が増えてきました。辻石材店ではいろいろな供養のかたちから、
お客様に最適な方法をご提案致します。気軽にご相談ください。

四十九日までの仏事、承っております。

墓石、墓誌への
戒名(法名)追加彫刻



お位牌への追加彫刻
新規お位牌の手配



ご納骨のお手伝い



四十九日までに必要な仏具等も揃えております。

御詠歌用品



巻線香



納骨袋



仏具・仏壇



供養膳



選ばれ続けて110余年お墓・仏事のこともなら

辻石材店

お墓・仏壇・仏具・霊園・墓地・樹木葬・永代供養墓・進物用線香

〒624-0906 京都府舞鶴市字倉谷1499-7(日赤病院前)

0120-1483-27 FAX.0773-77-1483



ホームページも
ご覧ください



グーグルMAPにて
ご確認ください



市役所での手続きチェックリスト

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら「済」の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きが必要な人	主な手続き	該当	済	担当課	参照ページ
住民登録	世帯主である	●世帯主の変更(変更届)		☐	市民課	3
	印鑑登録をしている	●印鑑登録証(カード)の返還		☐	市民課	3
	マイナンバーカード、 住民基本台帳カードをお持ちの方	●カードの返納		☐	市民課	3
保険	国民健康保険に加入している	国民健康保険の手続き ●各種証の返納 ●葬祭費の支給申請 ●高額療養費等の申請および振込口座の変更 ●世帯主変更の届出(故人が世帯主で、同世帯に国民健康保険被保険者がいる場合のみ)		☐	保険医療課	4
	後期高齢者医療保険に加入している	後期高齢者医療保険の手続き ●各種証の返納 ●葬祭費の支給申請 ●高額療養費等の振込口座の変更		☐	保険医療課	5
	子育て支援医療の受給者である	子育て支援医療の手続き ●受給者証の返却		☐	保険医療課	5
	福祉医療制度(老人・障害・ひとり親)の受給者である	福祉医療制度(老人・障害・ひとり親)の手続き ●各種受給者証の返却		☐	保険医療課	6
介護保険	65歳以上または介護認定を受けている	介護保険の手続き ●各種証の返納		☐	高齢者支援課	6
年金	国民年金のみに加入中または国民年金のみを受給している	●死亡一時金・未支給年金・その他手続きに必要な書類の案内		☐	障害福祉・国民年金課	7
税金	市府民税・軽自動車税を納めている	●相続人代表者の指定		☐	税務課	7
	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有している	●廃車の手続き ●名義変更手続き		☐	税務課	7
	固定資産税を納めている	●相続人代表者の指定		☐	税務課	8
	市税(市府民税・固定資産税・軽自動車税)を「口座振替」で納めている	●口座振替の変更手続き		☐	収納推進課	8

チェックリスト:2ページへ続く▶

区分	手続きが必要な人	主な手続き	該当	済	担当課	参照ページ
障害福祉	次のいずれかを所持している 身体障害者手帳、療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳、 自立支援医療受給者証(精神通院)	●各種障害者手帳および 受給者証の返還		☐	障害福祉・ 国民年金課/ 子育て応援課	9
こども	児童手当の支給対象児童または 受給者である	故人が支給対象児童の場合 ●受給事由消滅届の提出 ●額改定届の提出 故人が受給者の場合 ●未支払児童手当請求書の提出 ●認定請求書の提出		☐	子育て応援課	9
	児童扶養手当の支給対象児童または 受給資格者である	故人が支給対象児童の場合 ●資格喪失届の提出 ●額改定届の提出 故人が受給資格者の場合 ●受給資格者死亡届・ 未支払手当請求書の提出		☐	子育て応援課	10
	特別児童扶養手当の支給対象児童 または受給資格者である	故人が支給対象児童の場合 ●資格喪失届の提出 ●額改定届の提出 故人が受給資格者の場合 ●受給資格者死亡届・ 未支払手当請求書の提出 ●認定請求書の提出		☐	子育て応援課	10
	保育所、認定こども園、 幼稚園を利用している	故人が保護者の場合 ●保護者の変更 ●世帯構成員の変更 ●世帯状況申告書の提出 故人が園児の場合 ●認定の解除		☐	乳幼児教育 推進課	10
上下水道	上下水道の利用者である	●上下水道の中止届 ●上下水道の利用者の名義変更 ●今後の上下水道料金の支払いに 関する手続き		☐	上下水道お客様 サービスセンター	11
市営住宅	市営住宅に入居している	●市営住宅等入居承継承認申請書の提出 ●市営住宅等返還届の提出 ●市営住宅等に係る異動事項届の提出		☐	住宅課	11
森林	森林を相続された方	—		☐	農林課	12
農地	農地を相続された方	—		☐	農林課	12

相続手続で お困りではありませんか

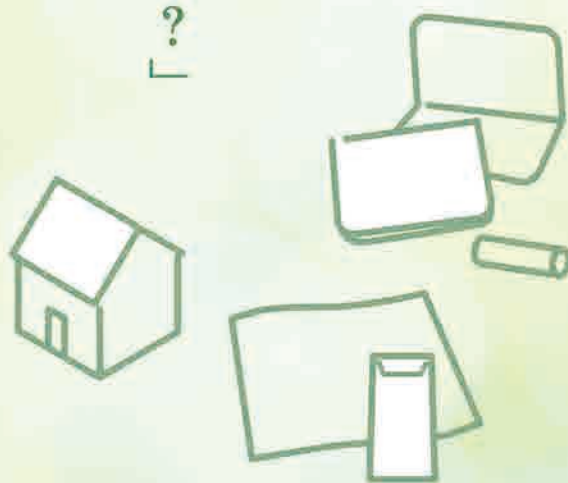
「何から始めたらいい？」

「手続きには何が必要なの？」

「いつまでに手続きしたらいいの？」

些細な疑問・不安もお1人で悩まず、ご相談ください。

当事務所では、不動産の名義変更や預金の解約等、相続手続をサポートいたします。



秘密厳守

初回相談
無料

土日祝日・夜間
対応の相談可
要予約

お気軽にお電話ください

☎ 0773-77-0921

司法書士 高山事務所

〒624-0816 京都府舞鶴市伊佐津499



その他、不動産登記 商業登記 会社設立 遺言 債務整理 についてもご相談承ります

世帯主である

故人が世帯主であった場合、同一世帯に故人の他に15歳以上の世帯員が2人以上いるときは世帯主変更の手続きをしてください。

手続き・持ち物

●世帯主の変更(変更届)

☐ 届出人の本人確認書類

※届出人が故人と別世帯の場合は委任状が必要になります。

受付窓口

市民課(本館1階) ☎0773-66-1001
西支所

期限

亡くなった日から14日以内

印鑑登録をしている

故人が印鑑登録をしていた場合、印鑑の登録は廃止になります。印鑑登録証(カード)を返納してください。

※各自で処分していただいても結構です。

手続き・持ち物

●印鑑登録証(カード)の返還

☐ 故人の印鑑登録証(カード)

受付窓口

市民課(本館1階) ☎0773-66-1001
西支所

期限

速やかに

マイナンバーカード、住民基本台帳カードをお持ちの方

相続などの各種手続きで故人の個人番号(マイナンバー)の提示を求められる可能性がありますので、返納を希望される場合は、各種手続き終了後に返納してください。

手続き・持ち物

●カードの返納

☐ 故人のマイナンバーカード ☐ 故人の住民基本台帳カード

受付窓口

市民課(本館1階) ☎0773-66-1001
西支所

国民健康保険に加入している

故人が国民健康保険の被保険者であった場合、次の手続きをしてください。

国民健康保険の手続き

●各種証の返納

- ☐ 故人の「被保険者証」、「資格証明書」、「資格確認書」
- ☐ 対象者のみ「高齢受給者証」、「限度額適用認定証」、「特定疾病療養受療証」

●葬祭費の支給申請

- ☐ 喪主名義の通帳
 - ☐ 葬祭を行ったことを確認できるもの(会葬礼状、葬儀費用の領収書の写し等)
- ※振込口座が喪主の口座でない場合は委任状が必要になります。

●高額療養費等の申請および振込口座の変更

- ☐ 相続人代表者の通帳

●世帯主変更の届出

(故人が世帯主で、同世帯に国民健康保険被保険者がいる場合のみ)

- ☐ 世帯全員の被保険者証等
- ☐ 新世帯主のキャッシュカード(信漁連を除く)

手続き・持ち物

受付窓口

保険医療課(別館1階) ☎0773-66-1003
西支所

期限

- 各種証の返納 ▶速やかに
- 葬祭費の支給申請 ▶葬祭を行った日の翌日から2年以内
- 高額療養費の申請 ▶診療年月の翌月1日から2年以内

その他

- ・保険料の変更があった場合は、翌月以降に決定通知書で通知します。
- ・保険料の支払いがある場合は、納期末到来分の期別分のみ納付書を送付します。
- ・納期到来済みの期別分は、既に送付されている納付書で納付してください。
- ・保険料の還付がある場合は、後日会計課より振込通知書を送付します。

後期高齢者医療保険に加入している

故人が後期高齢者医療保険の被保険者であった場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

後期高齢者医療保険の手続き

●各種証の返納

- ☐ 届出人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
- ☐ 故人の「被保険者証」または「資格確認書」
- ☐ 対象者のみ「限度額適用・標準負担額減額認定証」または、「限度額適用認定証」、「特定疾病療養受療証」

●葬祭費の支給申請

- ☐ 喪主名義の通帳
 - ☐ 葬祭を行ったことを確認できるもの(会葬礼状、葬儀費用の領収書の写し等)
- ※振込口座が喪主の口座でない場合は委任状が必要になります。

●高額療養費等の振込口座の変更

- ☐ 相続人代表者の通帳

受付窓口

保険医療課(別館1階) ☎0773-66-1075
西支所

期限

- 葬祭費の支給申請 ▶ 葬祭を行った日の翌日から2年以内
- 書類の送付先設定 ▶ 亡くなった後速やかに

その他

保険料の支払いがある場合は、納付書を送付しますので期限までに納付してください。

子育て支援医療の受給者である

故人が子育て支援医療の受給者であった場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

子育て支援医療の手続き

●受給者証の返却

- ☐ 子育て支援医療費受給者証

受付窓口

保険医療課(別館1階) ☎0773-66-1075
西支所

期限

速やかに

その他

未申請の医療費がある場合は、申請を忘れないようにご注意ください。

福祉医療制度(老人・障害・ひとり親)の受給者である

故人が福祉医療制度(老人・障害・ひとり親)の受給者であった場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

福祉医療制度(老人・障害・ひとり親)の手続き

●各種受給者証の返却

☐ 各種受給者証

受付窓口

保険医療課(別館1階) ☎0773-66-1075
西支所

期限

速やかに

その他

未申請の医療費がある場合は、申請を忘れないようにご注意ください。

65歳以上または介護認定を受けている

故人が65歳以上または介護認定を受けていた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

介護保険の手続き

●各種証の返納

☐ 届出人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)

☐ 故人の「被保険者証」 ☐ 対象者のみ「負担割合証」、「負担限度額認定証」

☐ 相続人代表者の通帳 ☐ 相続人代表者の印鑑(認印)

受付窓口

高齢者支援課(別館1階) ☎0773-66-1013
西支所

期限

速やかに

その他

- ・保険料の支払いがある場合は、納付書を送付しますので期限までに納付してください。
- ・在宅福祉サービス(安心生活支援システム、配食サービス等)を利用されている方はお申し出ください。

国民年金のみに加入中または国民年金のみを受給している

手続き・持ち物

●死亡一時金・未支給年金・その他手続きに必要な書類の案内

【故人】☐ 年金証書、年金支払通知書、年金手帳など ☐ 死亡診断書など
【請求者】☐ マイナンバーカード ☐ 預金通帳 ☐ 故人との続柄が分かる戸籍など

受付窓口

障害福祉・国民年金課(別館1階) ☎0773-66-1004

西支所

※年金事務所でも手続き可能です 舞鶴年金事務所 ☎0773-78-1165

期限

速やかに

その他

- ・請求者が故人と別住所の場合、日本年金機構所定の生計同一証明が必要
- ・代理人請求の場合、請求者のマイナンバーカード・年金手帳・年金証書などが必要
- ・厚生年金などの加入歴がある方は年金事務所へお問い合わせください。

市府民税・軽自動車税を納めている

故人が市府民税・軽自動車税を納付していた場合、相続人代表者の指定や所有者の変更等をしてください。

手続き・持ち物

●相続人代表者の指定

☐ 相続人の本人確認書類

受付窓口

税務課 市民税係(本館1階) ☎0773-66-1026

西支所

期限

速やかに

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有している

故人名義の原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車がある場合、相続人が廃車の手続きまたは名義変更をしてください。

手続き・持ち物

●廃車の手続き

☐ ナンバープレート ☐ 届出人の本人確認書類
☐ 標識交付証明書(お持ちの方)

●名義変更手続き(注)

☐ 届出人の本人確認書類
☐ 標識交付証明書(お持ちの方)

(注)故人の同居の親族以外の方へ名義変更される場合は、あらかじめ税務課市民税係へお問い合わせください。

受付窓口

税務課 市民税係(本館1階) ☎0773-66-1026

西支所

期限

毎年4月1日現在の車両の所有者または使用者に登録されている方に課税されますので、早めに手続きをしてください。

固定資産税を納めている

故人が固定資産税を納付していた場合、相続人代表者の指定をしてください。

手続き・持ち物

●相続人代表者の指定

- ☐ 相続人の本人確認書類

受付窓口

税務課 資産税係(本館2階) ☎0773-66-1027
西支所

期限

速やかに
※令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。(P14参照)

市税(市府民税・固定資産税・軽自動車税)を「口座振替」で納めている

市税(市府民税・固定資産税・軽自動車税)を故人の口座から引落(口座振替)されていた場合、口座振替ができなくなることがあります。新たに他の口座から引落を希望されるときは、口座振替の変更を行ってください。

【口座振替取扱金融機関】

京都銀行・福井銀行・福邦銀行・京都北都信用金庫・京滋信用組合・近畿労働金庫・
京都丹の国農業協同組合・京都府信用漁業協同組合連合会・ゆうちょ銀行

手続き・持ち物

●口座振替の変更手続き

【金融機関で手続きする場合】(注1)

- ☐ 振替を希望される口座の通帳と届出印
- ☐ 納税通知書
- ☐ マイナンバーカードまたは運転免許証など本人確認ができるもの

【市役所(本庁・西支所)で手続きする場合】(注2)

- ☐ 振替を希望される口座のキャッシュカード
- ☐ 納税通知書
- ☐ マイナンバーカードまたは運転免許証など本人確認ができるもの

(注1)舞鶴市外の店舗で手続きされる場合は口座振替依頼書をお渡ししますので、
収納推進課へご連絡ください。

(注2)京滋信用組合と京都府信用漁業協同組合連合会は市役所(本庁・西支所)では
手続きができません。

受付窓口

収納推進課(本館1階) ☎0773-66-1025
西支所
口座振替取扱金融機関窓口

期限

速やかに

次のいずれかを所持している

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、 自立支援医療受給者証(精神通院)

故人が次のいずれかの手帳または受給者証を所持していた場合、返還してください。

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証(精神通院)

手続き・持ち物

●各種障害者手帳および受給者証の返還

- ☐ 故人が所持されていた手帳および受給者証
- ☐ 届出者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)

受付窓口

【18歳以上】

障害福祉・国民年金課(別館1階) ☎0773-66-1033

西支所

【18歳未満】

子育て応援課(別館1階) ☎0773-66-1094

西支所

期限

速やかに

その他

- ☐ 手当などを受給している場合は、返還時に受付窓口へ申し出てください。
- ☐ 障害者手帳の所持に伴い、各種減免(NHK受信料、自動車税など)、割引などを受けている場合は、別途、各窓口へお問い合わせの上、必要な手続きを行ってください。

児童手当の支給対象児童または受給者である

故人が児童手当の支給対象児童または受給者であった場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

【故人が支給対象児童の場合】

(支給対象児童が1人)

- 受給事由消滅届の提出 ☐ 来庁者の本人確認書類

(支給対象児童が複数)

- 額改定届の提出 ☐ 来庁者の本人確認書類

【故人が児童手当受給者の場合】

- 未支払児童手当請求書の提出

- ☐ 未支払分を受給する児童の通帳 ☐ 来庁者の本人確認書類

- 認定請求書の提出

- ☐ 新たに受給者となる方の振込先口座が分かるもの

- ☐ 新たに受給者となる方のマイナンバーカードまたは医療保険の加入を確認できる書類

- ☐ 新たに受給者となる方の本人確認書類

受付窓口

子育て応援課(別館1階) ☎0773-66-1094

西支所

期限

速やかに

児童扶養手当の支給対象児童または受給資格者である

故人が児童扶養手当の支給対象児童または受給資格者であった場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

【故人が支給対象児童の場合】

(支給対象児童が1人) ●資格喪失届の提出 □来庁者の本人確認書類
(支給対象児童が複数) ●額改定届の提出 □来庁者の本人確認書類

【故人が受給資格者の場合】

●受給資格者死亡届・未支払手当請求書の提出
□未支払分を受給する児童の通帳 □来庁者の本人確認書類 □証書

受付窓口

子育て応援課(別館1階) ☎0773-66-1094

期限

速やかに

特別児童扶養手当の支給対象児童または受給資格者である

故人が特別児童扶養手当の支給対象児童または受給資格者であった場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

【故人が支給対象児童の場合】

(支給対象児童が1人) ●資格喪失届の提出 □来庁者の本人確認書類

(支給対象児童が複数) ●額改定届の提出 □来庁者の本人確認書類

【故人が受給資格者の場合】

●受給資格者死亡届・未支払手当請求書の提出 ●認定請求書の提出
□未支払分を受給する児童の通帳 □来庁者の本人確認書類

受付窓口

子育て応援課(別館1階) ☎0773-66-1094
西支所

期限

速やかに

保育所、認定こども園、幼稚園を利用している

故人が保護者または園児であった場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

【故人が保護者の場合】

●保護者の変更 ●世帯構成員の変更 ●世帯状況申告書の提出

【故人が園児の場合】

●認定の解除 □来庁者の本人確認書類

受付窓口

乳幼児教育推進課(別館4階) ☎0773-66-1009

期限

速やかに

その他

保育所のうち「認可外保育施設」を利用されている方で、無償化制度の適用を受けている場合は、上記の手続きが必要になります。

上下水道の利用者である

上下水道の利用を止める場合、もしくは上下水道の利用者の名義を故人から変更する場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

●上下水道の中止届

- ☐ 届出人の本人確認書類

(運転免許証、マイナンバーカード等)

※中止届はインターネットによる申請もご利用いただけます。

<https://www.city.maizuru.kyoto.jp/kurashi/0000008175.html>

上下水道中止届
インターネット受付



●上下水道の利用者の名義変更

- ☐ 届出人の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)

●今後の上下水道料金の支払いに関する手続き

〈口座振替をご利用の場合〉

- ☐ 振替を希望される金融機関のキャッシュカード(京滋信用組合、信漁連を除く)

- ☐ 届出人の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)

※手続きにはキャッシュカードの暗証番号が必要となります。

受付窓口

上下水道お客様サービスセンター(別館2階) ☎0773-62-1632

期限

速やかに

市営住宅に入居している

故人が市営住宅に入居していた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

【故人が名義人で同居人が新たに名義人となるとき】

●市営住宅等入居承認申請書の提出

【住宅を退去されるとき】

●市営住宅等返還届の提出

【名義人でない同居人が亡くなったとき】

●市営住宅等に係る異動事項届の提出

※詳細についてはお問い合わせください。

受付窓口

住宅課(別館3階) ☎0773-66-1050

期限

速やかに

その他

府営住宅に入居しておられた場合は、中丹・丹後府営住宅管理センター(☎0773-42-1021)にご連絡ください。

相続手続き
をお手伝い
いたします

行政書士 山本昭洋事務所

相続が発生して
どこに相談すれば
いいかわからない。

よくあるお悩み



名義変更が必要だけど、
どこから手を付けて
いいのか…

相続が発生すると様々な手続きが発生し、同時にお悩みも多く生まれます。
みなさまのこのようなお悩みに寄り添い、丁寧に対応いたします。
お気軽にご相談ください。

行政書士山本昭洋事務所でお手伝いできる 相続手続き



相続人や
相続財産の
調査



戸籍謄本など
必要書類の
収集



遺産分割
協議書の
作成



銀行口座の
凍結解除
名義変更
口座解約



自動車の
名義変更

など

みなさまからのお問合せをお待ちしております。できる限りご都合に合わせた対応いたします。

行政書士山本昭洋事務所

所在地 ▶ 京都府舞鶴市字魚屋214番地8
アクセス ▶ JR「西舞鶴駅」より徒歩15分



0773-75-4925

営業
時間

平日9:00～17:00
(土日祝・出張相談対応可)

森林を相続された方

故人が森林の土地を所有していた場合、新たに所有者になられる方の届出をしてください。

手続き・持ち物

- ☐ 森林の土地の所有者届出書(様式はHPまたは窓口)
- ☐ 対象の森林の土地の登記事項証明書
または相続分割協議録など権利を取得したことが分かる書類(写しでも可)
- ☐ 対象の森林の土地の位置を示す図面(任意の図面に大まかな位置を記入)

受付窓口

農林課(本館2階) ☎0773-66-1030

期限

亡くなった日から90日以内

農地を相続された方

故人が農地を所有していた場合、相続で新たに所有者になられた方の届出をしてください。
詳しくはお問い合わせください。(相続者が決まってからの届け出になります。)

手続き・持ち物

- ☐ 農地法第3条届出書(様式はHPまたは窓口)
- ☐ 相続者の本籍地入りの住民票
外国籍の場合は在留資格、特別永住者証明書など

受付窓口

舞鶴市農業委員会(本館2階) ☎0773-66-1023

期限

亡くなった日から10ヵ月以内

メモ

相続に不安を 感じていらっしゃる方へ

まずはお気軽にご相談ください。

故人のご逝去を悼み、謹んでお悔やみ申し上げますとともに、心からご冥福をお祈りいたします。

突然のことで、必要なお手続きなどご不安なことが多いかと思います。

まず必要となる手続きは？ 相続税はかかるのだろうか？ 遺産分割はどうすれば？

お一人で悩まれず、まずはお気軽にご相談ください

私達は税の専門家として、故人が残された大切な財産の相続が
最良となるよう、全力でお手伝いいたします。



Kansai 税理士法人

☎0773-76-7111

所在地 京都府舞鶴市字伊佐津112番地3

営業時間 9:00~17:00 定休日 土日、祝日

FAX.0773-75-1640 <https://www.kansa-i-tax.jp>

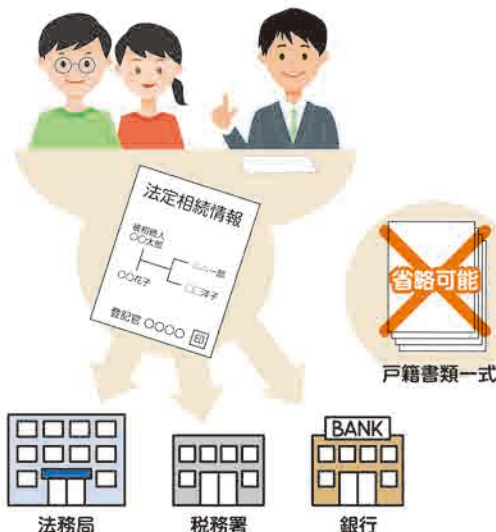
法定相続情報証明制度

相続人が法務局や登記所に必要な書類を提出することで、法定相続人が誰であるのかを証明できる制度です。

これまでは申請先ごとに戸籍謄本の束を用意する必要がありましたが、この制度を利用して「法定相続情報一覧図」を作成することにより、**戸籍謄本一式の提出が省略可能となり、各種相続手続きが簡略化できます。(※)**

次のような場合に利用できます。

不動産の相続登記、被相続人名義の預金の払戻し、死亡保険金の請求、有価証券の口座の名義変更 など



(※)被相続人や相続人が日本国籍を有しない場合は、本制度を利用することができません。

手続きの流れ

●ステップ1 必要書類の収集(申請のために必要な書類を用意します)

- ☐ 被相続人の戸籍除籍謄本 ☐ 被相続人の住民票の除票 ☐ 相続人の戸籍謄抄本
- ☐ 申出人の氏名・住所を確認することができる公的書類
[運転免許証またはマイナンバーカードのコピー、住民票の写し など]

<法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載する場合>

- ☐ 住民票の写し

<委任による代理人が申出の手続きをする場合>

- ☐ 委任状
- ☐ (親族が代理する場合)申出人と代理人が親族であることが分かる戸籍謄本
- ☐ (弁護士などの資格者代理人が代理する場合)資格者代理人団体所定の身分証明書の写し



この制度において、申請の代理人になれるのは法定代理人のほか、以下の専門家と親族に限られます。

○弁護士 ○司法書士 ○税理士 ○土地家屋調査士 ○行政書士 ○社会保険労務士 ○弁理士 ○海事代理士

<被相続人の住民票の除票の取得ができない場合>

- ☐ 被相続人の戸籍の附票

●ステップ2 法定相続情報一覧図の作成、申出書の記入

被相続人及び戸籍の記載から判明する法定相続人の関係を一覧にした図を作成し、申出書に必要事項を記入します。法務局HPより様式・記載例のダウンロードが可能です。

●ステップ3 登記所へ申請 この制度は無料で利用できます。

次のいずれかの登記所へ必要書類と法定相続情報一覧図を提出し、申請をします。

- ・被相続人の本籍地(死亡時の本籍) ・申出人の住所地 ・被相続人の最後の住所地
- ・被相続人名義の不動産の所在地

●詳しい手続きは法務局HPまで

法務局HP(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000014.html)をもとに株式会社ジチタイアドが作成

相続登記のことなら 司法書士郷田事務所へ

不動産の
名義変更は
いつまでに？

法定相続情報
一覧図・除籍・
原戸籍？

相続登記が
義務化？

法務局・
銀行等の
手続き

相続登記を
しないと
どうなるの？

遺産分割・遺言・
相続放棄…



ホームページは
こちらからどうぞ



初回相談無料
(※30分程度)

不動産登記・会社法人登記・その他相談

司法書士 郷田事務所

京都府舞鶴市浜町17番地6-1F

郷田事務所



☎0773-77-5108 ✉info@godaoffice.com

受付時間/9:00~18:30頃 駐車場あります



相続登記はお済みですか？

令和6年4月1日から相続登記が義務化

そもそも相続登記って？

相続登記とは、不動産の所有者が亡くなられた場合に、土地・建物の名義を相続人の名義に変更する手続きのことです。

相続登記をしないと…？

① 不動産を任意のタイミングで処分できない！

自己名義でない不動産は、売却したり、担保にすることが困難になります。

① いざ、相続登記をしようという時に手間とお金がかかる！

相続を重ねることで、誰が相続人となるのか、調査に相当の時間がかかり、相続登記の手続費用や手数料も高額となるおそれがあります。

① 10万円以下の過料が科せられる可能性も！

相続登記の義務化により、相続人は相続によって不動産を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととなりました。正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります。

※令和6年4月1日より前に発生した相続についても義務化の対象です

**相続登記をしないと、思わぬ不利益を受けることがあります。
そうなる前に、早めに対応することが大切です！**

相続登記の手続きの流れ

法定相続分のとおり相続したケース

※法定相続分とは民法に定められた取り分のことです

相続の発生

STEP1 必要書類の収集

申請のために必要な以下の書類をすべて用意します。

① 相続が発生したこと及び 相続人を特定するための証明書

- 被相続人(死亡した方)の戸籍謄本 ● 除籍謄本
- 新たに相続人となる方の戸籍謄本 等

② 相続人全員の住民票の写し

③ 登録免許税(通常は収入印紙で納付)

④ 委任状(代理人が申請する場合)

STEP2 登記申請書の作成

相続人全員で申請書を作成する必要があります。

- 〔手続きを代理人ひとりに委任することも可能です。〕
- ※原則として、委任状必須

法務局HPより
ダウンロードが
可能です！

STEP3 登記所へ申請

土地・建物を管轄する登記所に必要書類と
登記申請書を提出し申請します。

完了

すみやかに相続登記の申請をすることができない場合は、「相続人申告登記」(令和6年4月施行)
の手続きをすることで、一時的に申告の義務を果たすことができます。(詳しくはこちらへ→)



法務省HP (<https://www.moj.go.jp/MINJI/fudousantouki.html>) を加工して作成

土地

戸建

マンション

収益
物件

相続された不動産



Maruei_juhan

丸榮住販

舞鶴市不動産関係全般取扱店

買取

仲介手数料不要!
します!

※物件条件によっては仲介販売のご提案となります。

こんなお悩みはありませんか?

- ☒ 実家を相続したが管理が不可能
- ☒ 固定資産税の支払いはどうなるの?
- ☒ 売るべきなのか?貸すべきなのか?
- ☒ 室内の残置物どうすれば良いの?
- ☒ もめないように遺産分割したい
- ☒ 売却までの流れ・手続きが分からない

利用予定の無い不動産は早めの対策をお勧め致します。建物は空家になると通常よりも建物の劣化の進行が早くなり、資産価値が減少してしまいます。相続した不動産の扱いにお悩みの方はまずはご相談ください。当社【丸榮住販】は総合不動産会社のため賃貸・売買・管理等の不動産全般業務をしております。お客様のニーズに沿ったご提案をさせていただきます!

スムーズな相続サポート

提携
税理士
税の相談等



不動産売買
不動産賃貸

提携
司法書士
相続登記等

提携
土地家屋調査士
土地測量等

提携
家財撤去業者
残置物撤去等



舞鶴市南浜町22番地1
有限会社丸榮住販
☎0773-64-1700

宅地建物取引業者 許可番号 京都(8)第9491号

JR舞鶴線「東舞鶴駅」徒歩2分

✉ info@maruei-ltd.jp

まるえいじゅうはん



HP



おくやみコーナーのご案内

お亡くなりになった後の市役所での手続きをお手伝いします。

※おくやみコーナーは予約制です。

※各窓口で直接お手続きしていただくこともできます。

※おくやみコーナーでお手続きできない場合は、各窓口をご案内する場合があります。

※亡くなられた方の戸籍謄本の反映には日数が必要となります。

予約先電話番号 ☎0773-66-1002(市民課戸籍係) ☎0773-77-2251(西支所)

予約受付時間 8:30～17:15(土日祝日、年末年始を除く)

予約日 月 日

おくやみコーナーについて

予約時間 9:00、10:00、11:00、13:00、14:00、15:00、16:00

予約できる日 お電話いただいた日より3開庁日以降

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	(翌週) 月曜日	火曜日	水曜日
お電話			予約可能日				
	お電話			予約可能日			
		お電話			予約可能日		
			お電話			予約可能日	
				お電話			予約可能日

持参していただくもの ※追加でご持参をお願いする場合があります。

●亡くなられた方のもの

☐ 基礎年金番号が記載されているもの

☐ 介護保険被保険者証

☐ 国民健康保険被保険者証・資格確認書又は後期高齢者被保険者証・資格確認書

●世帯主が死亡された場合で、同じ世帯に国民健康保険の加入者がおられる場合は、世帯全員の国民健康保険被保険者証・資格確認書をお持ちください。

●葬祭を行ったことを確認できるもの(例:会葬礼状、葬儀費用の領収書の写しなど)

☐ 各種福祉医療費受給者証(子育て、老人、障害、ひとり親)

☐ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証(精神通院)

●ご遺族のもの

☐ 認印

☐ 来庁される方の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)

☐ 預金通帳(相続人代表、喪主、未支給年金請求者)

「亡くなられた方のもの」が見つからない場合や紛失された場合はご相談ください。

創業昭和8年

お墓の建立

319,000円(税込)より

和型・洋型・デザイン墓まで
取扱いしております



追加彫刻

44,000円(税込)より



お墓の クリーニング

33,000円(税込)より



お位牌 文字彫刻



仏壇仏具

各種取り揃えております



手元供養

日々の暮らしの中に
あたたかな愛と絆を感じる

年中
無休



倉木石材工業



LINE公式アカウント
友達募集中!

一般社団法人 日本石材産業協会認定・お墓ディレクター1級 がご案内します。



倉木石材工業



0120-148-158

【本社・工場】〒625-0024 京都府舞鶴市田中町19-5

営業時間

平日9:00~18:00 土日祝9:00~17:00
※年末年始はお電話のみ対応しております。

TEL0773-63-3009 FAX0773-63-7777 mail:kuraki@silver.ocn.ne.jp <https://www.kurakisekizai.com>



店舗マップ

市役所以外での主な手続き一覧

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きの種類	主な手続き	該当	済	問い合わせ先など
市役所以外での手続き	国民年金、厚生年金	遺族年金請求・未支給年金請求など		☐	舞鶴年金事務所 舞鶴市南田辺50-8 ☎0773-78-1165
	生命保険	死亡保険金の請求・入院給付金の請求など		☐	加入している生命保険会社
	預貯金口座	口座凍結解除手続き		☐	各金融機関 など
	株式等	名義変更		☐	各証券会社 など
	遺言書	検認・開封		☐	京都家庭裁判所 舞鶴支部 舞鶴市字南田辺小字南裏町149 ☎0773-75-0958 舞鶴公証役場 舞鶴市字北田辺126-1-1 広小路SKビル5階 ☎0773-75-6520 京都地方法務局 舞鶴支局 舞鶴市字西110-5 ☎0773-76-0858
	固定電話・携帯電話	契約継承・解約		☐	各契約会社 など
	インターネット	名義変更・解約		☐	各契約会社 など
	NHK受信料	名義変更・解約		☐	フリーダイヤル ☎0120-151515 有料ダイヤル ☎050-3786-5003
	電気・ガス料金等	名義変更・解約		☐	領収書に記載されている会社及び営業所
	運転免許証	返納		☐	舞鶴警察署 舞鶴市南田辺9 ☎0773-75-0110
	パスポート	返納		☐	中丹広域振興局旅券窓口(西駅交流センター2階) 舞鶴市字伊佐津213-8(JR西舞鶴駅内) ☎0773-77-1995
	クレジットカード	解約		☐	各契約会社
	ケーブルテレビ	名義変更・解約		☐	各契約会社
	不動産登記関係	土地・家屋等相続登記		☐	京都地方法務局 舞鶴支局 舞鶴市字西110-5 ☎0773-76-0858
	国税関係 (相続税・所得税・消費税)	相続税・所得税・消費税申告		☐	舞鶴税務署(予約制) 舞鶴市字上安久240 ☎0773-75-0801
	国債を所有していた方	記名変更・償還金受領		☐	償還金支払場所または証券保険証書に記載の郵便局
	125ccを超えるバイク	名義変更・廃車		☐	近畿運輸局京都運輸支局 京都市伏見区竹田向代町37 ☎050-5540-2061
	軽自動車(四輪・三輪)	名義変更・廃車		☐	軽自動車検査協会京都事務所 京都市伏見区竹田向代町51-12 ☎050-3816-1844
普通自動車		名義変更・廃車		☐	近畿運輸局京都運輸支局 京都市伏見区竹田向代町37 ☎050-5540-2061
		税金に関する手続き		☐	自動車税管理事務所 京都市伏見区竹田向代町51-7 ☎075-672-6155

委任状

※コピーしてご使用ください

令和 年 月 日

(あて先)

舞鶴市長

委任者

住所

氏名

印

生年月日

年

月

日

電話番号

私は、次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

代理人

(窓口に来られる人)

住所

氏名

生年月日

年

月

日

【委任事項】

(故人)

の死亡に伴う下記の事項に関する権限

☐ 住民異動届(世帯主の変更等)の手続き

☐ 住民票の写し等の交付申請および受領の手続き

☐ 戸籍証明書の交付申請および受領の権限(本籍地を記入してください。)

[本籍:京都府舞鶴市

]

☐

※委任する項目の□に✓を入れてください。

※委任者がすべて自筆し押印してください。

※代理人の本人確認書類(運転免許証や(顔写真付)マイナンバーカードなど)をご持参ください。

「実家…どうしようか?」

遺された不動産のお悩みも、お困りごとすべて



アーキ ホームライフに

ご相談ください!

**相続された不動産は今後、
固定資産税の支払い・物件の管理が必要になります。**

→早めのご売却をおすすめいたします。

- ・遠方に住んでいてやり取りが難しい
- ・家具や荷物、残置物があるが、どうしたら良いの?
- ・遺産分割に関してどうすれば良いかわからない
- ・名義変更、相続税…相続不動産の売却の進め方がわからない

お気軽に 相談無料

アーキ ホームライフにご相談ください。

遠方の方でも売却OK

住まいが遠方の方の売却希望も承ります!

荷物処分不要

残置物があってもOK!

※一般廃棄物の収集運搬は、自治体の法令等遵守して行っております。
※荷物処分に関しては処分費用がかかる場合もございます。

スピード現金化

契約から現金化まで
最短約1週間!

1week



無料相談実施中

建築確認書や
権利証、実印が
どこにあるか
わからない



隣人と口約束で
境界線を決めて
いたそうだが、
もめないか



不動産に関することなら
なんでも相談OK!
税理士・司法書士をはじめ、
士業との連携で様々な
お悩みを解決します。



舞鶴店

〒624-0906 京都府舞鶴市倉谷1557

0120-70-5538

営業時間
10:00~18:00 (火・水曜日定休)

京都おうちプラザ

検索

買取査定
はこちら▶▶

LINEで簡単
買取査定▶▶





全てお任せください!

墓石

仏壇

位牌

香典返し

お葬式

遺品整理

空き家整理

仏具・線香

一般廃棄物の収集運搬は、自治体の法令等を遵守して行なっております。

株式会社 栄興絆

お見積り無料! お問い合わせなど
お気軽にご相談ください。

☎ 0120-55-7891

舞鶴市字森492番地 (白鳥街道沿いジャパン敷地内)

